

機関員に関する要綱

	平成13年7月	浜消達第	95号
改正	平成14年5月	浜消達第	63号
	平成18年4月	浜消達第	75号
	平成21年1月	浜消達第	144号
	平成22年5月	浜消局達第	39号
	平成30年5月	浜消局達第	38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、機関員の養成、指定及びその必要な事項を定める。

(機関員の種類等)

第2条 機関員の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通機関員 普通機関員養成講習の修了証を交付された者のうち、所属長の指定を受けた者
- (2) 準中型機関員 準中型機関員養成講習の修了証を交付された者のうち、所属長の指定を受けた者
- (3) 中型機関員 中型機関員養成講習の修了証を交付された者のうち、所属長の指定を受けた者
- (4) 大型機関員 大型機関員養成講習の修了証を交付された者のうち、所属長の指定を受けた者
- (5) はしご機関員 はしご機関員養成講習の修了証を交付された者のうち、所属長の指定を受けた者

2 前項の機関員が運転できる消防用自動車等の種類は、別表に掲げるものとする。

(講習指導員)

第3条 機関員を養成するため、消防局及び消防署に次に掲げる講習指導員を置き、機関員として基礎となる消防用自動車等の操作技術及び知識の習得に係る講習を実施するものとする。

- (1) 消防局においては、各課の課長補佐及び警防課機械装備グループ長
- (2) 消防署においては、主幹、副主幹、出張所長及び副所長

2 講習指導員は、指導の補助のため、講習指導補助員を指定することができる。

(講習指導員の責務)

第4条 講習指導員は、被養成者に対し、必要な知識及び技術の習得について積極的かつ

効果的な指導を行わなければならない。

- 2 講習指導員は、関係法令その他機械器具の取扱等の指導に必要な知識及び技術の研鑽に努めなければならない。

(被養成者の資格)

第5条 第2条に規定する各機関員の養成講習は、次の各号に掲げる資格を有する者を対象とする。

- (1) 普通機関員 拝命後1年以上経過し、普通免許(AT車限定を除く。以下同じ。)又は準中型免許を取得している者
- (2) 準中型機関員 普通機関員の資格を有する者で、準中型免許を取得している者
- (3) 中型機関員 普通機関員の資格を有する者で、中型免許又は大型免許を取得している者
- (4) 大型機関員 準中型機関員(限定付を除く。)又は中型機関員として6か月以上の実務経験を有し、大型免許を取得している者
- (5) はしご機関員 大型機関員の資格を有する者(中型はしご車にあっては中型機関員として6か月以上の実務経験を有する者。)

(被養成者の責務)

第6条 被養成者は、関係法令、消防用自動車その他機械器具の取扱に対する知識の習得及び技術の向上に努めなければならない。

(機関員養成講習)

第7条 第5条に規定する被養成者への養成講習の科目及び時間数等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通機関員養成講習

ア 学科講習の科目及び時間数

- (ア) 公用車を運転するにあたっての心構え 1時間
- (イ) 交通法規及び緊急出動における安全管理 3時間
- (ウ) その他必要と認める科目 1時間

イ 実技講習の科目及び時間数

- (ア) 基本運転技術(走行) 3時間以上
- (イ) 路上運転技術(走行) 5時間以上
- (ウ) 仕業及び終業点検・日常の管理 1時間

ウ 講習の期間は、被養成者の勤務日とし、6か月以内とする。

ただし、所属長が必要と認める時は、講習実施年度の2月まで延長することができる。

きることとする。

エ 講習における学科及び実技は原則、被養成者の所属で行なうものとする。

(2) 準中型機関員養成講習及び中型機関員養成講習

ア 学科講習の科目及び時間数

(ア) 消防ポンプ（運行に係る点検要領を含む） 3時間

(イ) 水力学 1時間

(ウ) 交通法規及び緊急出動における安全管理 3時間

(エ) その他必要と認める科目 1時間

イ 実技講習の科目及び時間数

(ア) 基本運転技術（走行） 3時間以上

(イ) 路上運転技術（走行） 10時間以上

(ウ) 水利部署・送水技術 5時間以上

(エ) 積載器具取扱（無線要領含む。）2時間

(オ) 仕業及び終業点検・日常の管理 1時間

ウ 講習の期間は、被養成者の勤務日とし、6か月以内とする。

ただし、所属長が必要と認める時は、講習実施年度の2月まで延長することができることとする。

エ 講習における学科は、消防局で行い、実技は原則、被養成者の所属で行なうものとする。

オ 準中型機関員養成講習を修了した者が中型機関員養成講習を受講する場合は、上記ア並びにイ（ア）（ウ）及び（エ）を免除する。

(3) 大型機関員養成講習

ア 学科講習の科目及び時間数

(ア) 安全管理 2時間

(イ) その他必要と認める科目 1時間

イ 実技講習の科目及び時間数

(ア) 路上運転技術（走行） 10時間以上

(イ) 仕業及び終業点検・日常の管理 1時間

ウ 講習の期間は、被養成者の勤務日とし、6か月以内とする。

ただし、所属長が必要と認める時は、講習実施年度の2月まで延長することができることとする。

エ 講習における学科及び実技は原則、被養成者の所属で行なうものとする。

(4) はしご機関員養成講習

ア 学科講習の科目及び時間数

(ア) 安全管理 3時間

(イ) 取扱基本論理、特殊装置の構造 3時間

(ウ) 故障と対策 2時間

(エ) 点検・整備 2時間

イ 実技講習の科目及び時間数

(ア) 基本取扱操作 5時間

(イ) 応用取扱操作 3時間

(ウ) その他(走行等) 2時間

ウ 講習の期間は、被養成者の勤務日とし、6か月以内とする。

ただし、所属長が必要と認める時は、講習実施年度の2月まで延長することができることとする。

エ 講習における学科及び実技は原則、被養成者の所属で行なうものとする。

ただし、はしご付消防自動車配置されていない所属については、この限りではない。

2 講習指導員は、前各号に規定する養成講習について、履修項目ごとに被養成者に係る指導効果を機関員養成講習報告書(第1号様式その1又は第1号様式その2)に記載すること。

(事故防止)

第8条 養成講習において、消防用自動車等の点検、運行及び機械器具の取扱いにあつては、常に事故防止に努めなければならない。

(使用車両)

第9条 実技講習に使用する消防用自動車等は、原則として浜松市消防局が管理する車両とする。

(機関員養成講習修了証の交付等)

第10条 講習指導員は、所属の被養成者に係る機関員養成講習報告書に機関業務の適応性及び今後の養成方針に関する所見を記載し、所属長へ報告しなければならない。

2 所属長は、機関員養成講習報告書に基づき、機関員としての適否を評定するとともに、講習結果の良好な被養成者について、別に定める機関員養成講習修了証の交付を消防長へ上申すること。

3 消防長は、前項の上申があり、機関員としての知識及び技能を有すると認められる者に対し、機関員養成講習修了証を交付するものとする。

(機関員の指定)

第11条 機関員は、機関員養成講習修了証の交付を受けた者であつて、次の各号に該当する機関員の要件を満たす者から、所属長が指定するものとする。

(1) 普通機関員

普通機関員養成講習修了証の交付日以降において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して2年以上経過した者

(2) 準中型機関員

準中型機関員養成講習修了証の交付日以降において、21歳以上又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上経過した者

(3) 中型機関員

中型機関員養成講習修了証の交付日以降において、21歳以上又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上経過した者

(4) 大型機関員

大型機関員養成講習修了証の交付日以降において、準中型機関員（限定付を除く。）又は中型機関員として1年以上の実務経験を有する者

(5) はしご機関員

はしご機関員養成講習修了証の交付を受けた者（中型はしご車にあっては、はしご機関員養成講習修了証の交付日以降において、中型機関員として1年以上の実務経験を有する者。）

2 前項の機関員指定に伴い、実務経験等を考慮して勤務編成を行うこと。

（限定解除の承認等）

第12条 準中型機関員（限定付）の有資格者は、準中型免許の限定解除若しくは中型免許又は大型免許への免許の切り替えが完了したならば準中型機関員（限定付）を解除することができるものとする。

2 中型機関員（限定付）の有資格者は、中型免許の限定解除又は大型免許への免許の切り替えが完了したならば中型機関員（限定付）を解除することができるものとする。

3 講習指導員は、限定を解除しようとする者について、通常の間関員業務から準中型機関員又は中型機関員としての適応性及び今後の養成方針に関する所見を記載し、機関員限定解除報告書（第2号様式）により所属長へ報告しなければならない。

4 所属長は、機関員限定解除報告書に基づき、準中型機関員又は中型機関員としての適否を評定するとともに適応する者について、限定解除の承認を消防長へ上申すること。

5 消防長は、前項の上申があり、該当する機関員として適応すると認められる者に対し、限定解除の承認をするものとする。

附 則（平成21年1月5日 浜消達第144号）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の基準により、現に普通機関員の資格を有する者は、改正後の中型機関員養成講習を修了したものとみなし、中型機関員と位置づける。
ただし、所持する中型運転免許に、8トン未満限定の条件が付されている者については、中型機関員（限定付）とする。
- 3 平成19年度以前の拝命で、現に中型運転免許（限定付を含む）を有し、かつ、機関員の資格を有していない者については、既得権（中型機関員8トン限定の運転免許を有すること）があることから、要綱改正後（平成21年度以降）に実施する機関員教養については、中型機関員講習から受講できるものとする。

附 則（平成22年5月12日 浜消局達第39号）

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成30年5月15日 浜消局達第38号）

- 1 この要綱は、平成30年5月15日から施行する。
- 2 準中型機関員のうち、準中型運転免許に、5トン未満限定の条件が付されている者については、準中型機関員（限定付）とする。

所属長 様

機関員養成講習報告書

機関員養成講習の種類 1 普通機関員 2 準中型機関員 3 中型機関員 4 大型機関員

被 養 成 者	所 属																									
	職・氏名																									
	自動車免許		第 号								交付年月日				年 月 日											
	第1種免許												第2種免許													
	原付	小型 特殊	普通 二輪	普通 二輪 AT	小型 二輪	小型 二輪 AT	大型 二輪	大型 二輪 AT	大型 特殊	大型 特殊 カタ ピラ	普通	普通 AT	準中型 5t 未満	中型	中型 8t 未満	大型	けん引	けん引 小型 レーラ	大型 特殊	大型 特殊 カタ ピラ	普通	普通 AT	中型	大型	けん引	けん引 小型 レーラ
	機関員養成講習		普通機関員養成講習								年 月 日修了															
		準中型機関員養成講習								年 月 日修了																
		中型機関員養成講習								年 月 日修了																

養成期間 年 月 日 ~ 年 月 日

普通機関員養成講習								
履修項目		時間数	指 導 効 果					指導員 印
学 科	1	心構え	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	2	交通法規等	3	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	3	必要な科目	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
実 技	4	基本運転技術	3	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	5	路上運転技術	5	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	6	点検・日常管理	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		

準 中 型 機 関 員 ・ 中 型 機 関 員 養 成 講 習								
履修項目		時間数	指 導 効 果					指導員 印
学 科	1	消防ポンプ	3	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	2	水力学	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	3	交通法規等	3	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	4	必要な科目	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
実 技	5	基本運転技術	3	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	6	路上運転技術	10	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	7	水利・送水技術	5	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	8	積載器具取扱等	2	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	9	点検・日常管理	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		

大 型 機 関 員 養 成 講 習								
履修項目		時間数	指 導 効 果					指導員 印
学 科	1	安全管理	2	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	2	必要な科目	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
実 技	3	路上運転技術	10	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		
	4	点検・日常管理	1	1 良好	2 概ね良好	3 不十分		

所 見

氏 名 印

基本運転技術・路上運転技術指導効果チェック票		
項目	基本運転技術・路上運転技術における留意事項	確認
乗車・降車	始業・終業点検、車両の確認	
運転姿勢	正しい姿勢・座席の位置・ミラーの調整	
ハンドル操作	ハンドルの握り方・まわし方	
クラッチの操作		
変速操作		
減速操作		
車両感覚	車幅感覚・前方感覚・内輪差	
車間距離	速度・路面の状況等に応じた車間距離	
交差点通過要領	右左折・進路変更・方向指示の時期	
前進要領等	曲進路	
	直角路	
	クランク	
	切りかえし	車を止めてからハンドルを切らない
後退	直角路	
	クランク	
	車庫入れ	
幅寄せ		
一時停止	確実に交差点手前(横断歩道がある場合は手前)	
駐停車	駐車場所の選定・方向指示の時期	
制動	フットブレーキの操作・エンジンブレーキ	
追い越し・追い抜き	安全確認(対向車・道路状況)・適切な速度	
坂道	坂道発進・エンジンブレーキの使用・適切な速度	
安全運転等	確実な安全確認(目視・ミラー)・呼称及び応答運転	

確認欄 良好 = 1、概ね良好 = 2、不十分 = 3を記入すること。

取扱操作指導効果チェック票		
項 目	基本運転技術・路上運転技術における留意事項	確 認
はしご自動車の基本操作	部署位置の決定	
	車体設定	
	敷板による車体傾斜の矯正	
	梯体操作前の措置	
	起伏操作	
	旋回操作	
	作動油	
	伸縮操作(水平操作を含む)	
	リフター操作	
	先端支持設定操作	
	バスケット装着操作	
はしご自動車の応用操作	出勤～部署～架梯要領	
	架梯障害の対応要領	
	梯上放水要領	
	架梯目標変更	
	水平架梯要領	
	バスケット操作時の架梯要領	
はしご自動車の走行等	車両感覚	
	内輪差及びリアオーバーハングの張り出し	
	特殊機構(4WS等) 該当車両のみ	

確認欄 良好 = 1、概ね良好 = 2、不十分 = 3を記入すること。

別表(第2条関係)

区分	適用	機関員資格等	該当車両
1	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する普通自動車のうちポンプ機能を有しないもの。	普通機関員	指揮車、救急車、広報車等
2	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する普通自動車のうちポンプ機能を有するもの。	準中型機関員(限定付)	車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車等
3	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する準中型自動車のうち車両総重量が3.5トン以上5トン未満のもの。	準中型機関員(限定付)	車両総重量5トン未満の消防ポンプ自動車等
4	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する準中型自動車のうち車両総重量が5トン以上7.5トン未満のもの。	準中型機関員(限定付を除く)	指揮車、消防ポンプ自動車、救助工作車等
5	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する中型自動車のうち車両総重量が5トン以上8トン未満のもの。(はしご付消防自動車を除く。)	中型機関員(限定付)	水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等
6	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する中型自動車のうち車両総重量が5トン以上8トン未満のはしご付消防自動車	中型機関員及び大型機関員ではしご機関員養成講習を修了した者	車両総重量8トン未満のはしご付消防自動車
7	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する中型自動車のうち車両総重量が8トン以上11トン未満のもの。(はしご付消防自動車を除く。)	中型機関員(限定付を除く)	水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車、支援車等
8	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する中型自動車のうち車両総重量が8トン以上11トン未満のはしご付消防自動車	中型機関員(限定付を除く)及び大型機関員ではしご機関員養成講習を修了した者	車両総重量11トン未満のはしご付消防自動車
9	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する大型自動車(はしご付消防自動車を除く。)	大型機関員	水槽付消防ポンプ自動車、救助工作車、支援車等
10	道交法第39条第1項に規定する緊急自動車 で道交法第3条に規定する大型自動車のはしご付消防自動車	大型機関員ではしご機関員養成講習を修了した者	車両総重量11トン以上のはしご付消防自動車

道交法とは道路交通法(昭和35年法律第105号)をいう。

該当車両のうち区分が重複するものについて、自動車検査証等により適用を確認すること。